

【要約】

第1節「価値形態論と価値尺度論」において筆者はまず、十全な貨幣把握のためには貨幣の機能間の関係を明確にすることが重要であると述べる。これについては『資本論』においても明示されていないが、しかし『要綱』においては貨幣の諸機能ならびに価値形態論が貨幣機能論の彫琢の中で形成されてきたことが看取しうるとされ、本章ではこの『要綱』の視角を援用しつつ、価値尺度と流通手段の接合が問題の俎上<sup>1</sup>にあげられている。

つづいて筆者は、『資本論』における価値形態論の独立に伴って、価値尺度論はその理論的内容を吸い取られたため、『資本論』の価値尺度論の検討に際しては価値形態論も併せて参照されなければならないとし、単純な価値形態から議論を説き起こす。ここでは第1に、マルクスが価値形態論で追求したのは価値そのものではなく、価値の形態であること、第2に、そこで提起されているのは、なぜ商品Aの価値の内容が商品Bの使用価値という形態をとるのかという「表現」の問題であることが指摘される。この2つの点については、価値がそれ自体としては現前できず、他の使用価値による表現を必要とするため、価値形態の分析がなされなければならないと説明されている。

このような表現の機制は、Bの使用価値がAの価値の現象形態になるという、価値表現に伴う不可避的な「取り違え」という事態を引き起こす。さらにこの取り違えは、Bの使用価値が交換価値そのものだからAは自らの価値をBの使用価値で表現するようになるという、「因果性の取り違え」でもあることが述べられる。ここで筆者は、単純な価値形態ではAのBに対する「同等性」としての価値をBの使用価値によって表現することならびに取り違えは、Bの使用価値(種)は決して価値(類)でないということから不可能であるとし、一般的価値形態に至って初めて表現、また取り違えが可能になると述べている。

このような一般的価値形態の規定が『資本論』においては貨幣形態に受け継がれ、さらに価値尺度論の基底をなすことを理由に、筆者は一般的価値形態における表現と取り違えを価値尺度機能の規定と捉えなおす。ここでは第1に、価値表現の材料というマルクスの価値尺度規定が表現の機制から導かれること、第2に、価格は実在の貨幣素材によって決まるという「価値尺度の素材性」が取り違えに基づいてのみ理解できることが指摘される。そして、この価値尺度としての貨幣が受け取ることになる「形式的使用価値」は、有用性と商品体という使用価値の二契機のうち有用性に解消しきれない商品体の過剰を示唆するものであることが指摘され、この過剰＝「物質性—素材性」によって商品の価値は表現されると述べられている。

第2節「価値尺度論と流通手段論」では、はじめにマルクスが貨幣金属主義に位置付けられることの原因が、価値尺度論と流通手段論との関連の不明確さに求められ、この関係を『要綱』『批判』を援用しつつ、価値尺度—観念的・素材的、流通手段—実在的・非素材的、という対立関係としておさえていく。しかし、この関連づけにおいては両者の裁断につながりかねないという問題点が指摘され、これに対する一つの解決を宇野弘蔵に求めている。ここでは宇野が提起した購買による価値尺度という規定が、価値尺度と流通手段との紐帯を実在性として明確にしたと評価される一方で、流通手段の非素材性という鑄貨論・価値章標論へつながる視角が閉ざされた点が問題にされる。筆者によれば、マルクスにとって流通手段としての貨幣は本来的に鑄貨・価値章標だと言うのである。

つぎに、価値尺度と流通手段の関係が問題にされている。筆者は、両者は本来的に区別されるが必然的關係をもつという立場から、価値尺度の素材性が流通手段によって表現されるという機制を「代表」と呼び、流通手段の恣意的な素材が、貨幣の素材性である価値尺度の素材性を代表するという点で、価値尺度と流通手段の両者を結節する。ここでは、第1に、価値尺度の素材性が流通手段として現前する場合においても代表関係は成立しているという点、第2に、代表の機制においても取り違えが現れる点が指摘される。後者の取り違えとは、つまり価値尺度の素材性が商品世界の価値形態と取り違えられているため、価値尺度の素材性を代表する流通手段が直接に価値を代表しているように見え、さらに流通手段の素材が価値形態と取り違えられることを示している。そして、このような表現と代表の二重構造を踏まえれば、価値表現の機制は価値尺度としての貨幣に素材の一意性を要請するが、流通手段は単一である必要はないことが述べられている。

第3節「信頼と貨幣」では、流通手段としての貨幣の流通には一般に「信頼」の問題が存在するという点が指摘され、代表の成立もこの信頼に依存せざるを得ないことが示されている。このような代表に対する信頼は、経験・知識に基づく確認行為によっては成立しない本質的に偶然的なものという留保がありながらも、取り違えの入れ籠構造によって引き起こされる「信頼の対象のずれ」、つまり代表に対する信頼が、直接的交換可能性の形態であることに対する信頼と取り違えられることによって成立しうることが述べられている。そしてこの信頼の対象のずれは、第1に流通手段が商品に対する直接的交換可能性を代表している点、第2に信頼の対象のずれに伴う確認行為のずれ、つまり購買による事後的な直接的交換可能性への信頼の確認、という二つの事情によって助長されることが示されている。

次に、このような代表に対する信頼の問題と区別された、貨幣価値に対する信頼が問題にされる。ここでは貨幣価値の知悉困難性に対する商品所有者の合理的行動が、商品を固持することでなく商品をできるだけ高く売ろうとする行動によって買かれること、そしてこの行動が同時に貨幣価値に対する信頼を結果的に貫くことになっていることが示されている。

【コメント】

第1に、「価値表現の機制は価値尺度としての貨幣に素材の一意性を要請する」という点に関して。ここではまず、価値表現の機制は単純な価値形態では不可能であり、一般的価値形態における表現が唯一可能な表現であるとされる論理が、価値は商品間の同等性であるというマルクスの視点を引き合いに出すことで導出されている(pp.80-81)。そして一般的価値形態の成立を前提しつつ、一般的等価形態における表現と取り違えを価値尺度機能の規定として捉えなおし(p.81)、くわえてこの価値尺度としての貨幣が「客観的な固定性と一般的な社会的妥当性」を獲得していることが指摘され(p.82)、価値尺度の素材性という論点を提出している。

価値形態論を主として価値表現を軸に展開した場合、また価値尺度機能を価値表現の材料の提供として基本的におさえた場合、価値尺度としての貨幣の素材にはたして一意性は要請されるのかどうか。価値表現のためであれば単一の商品の素材によってではなく、複数の商品の素材によって表現する方が合理性をもつと考えられないか。

例えば、一般の等価物が金のみである場合と、金と銀の2種である場合を考えてみる。前提として、それぞれの商品所有者の価値表現はそれぞれの商品種の相場をも表すこととする。はじめに金のみで価値表現する場合を考えてみる。小麦 1kg=金 1kg、茶 1kg=金 10kg という二つの価値表現があるとする。ここで何らかの理由で、茶所有者が茶 1kg=金 5kg に価値表現を変えたかすると、この場合、金の価値が上がったのか茶の価値が下がったのかは小麦所有者には知悉できない。小麦所有者は自身の商品の価値をどう表現すべきか分らない。

次に金と銀の2種で価値表現した場合を考える。ここでは小麦 1kg=金 1kg=銀 2kg、茶 1kg=金 10kg=銀 20kg という二つの価値表現を考える。茶所有者が価値表現を、茶 1kg=金 20kg=銀 40kg と変化させた場合、小麦所有者はどのような価値表現を展開すると考えられるか。ここで重要な点は、金所有者と銀所有者の価値表現である。金所有者と銀所有者の価値表現が茶所有者の価値表現の変化に関わらず、金 1kg=銀 2kg のままであったとしたら、小麦所有者は茶の価値があがったことを知悉することが可能であるため、価値表現を維持するであろう。

以上のように、単一の貨幣商品の素材による価値表現では、貨幣の価値量は受動的にはかられるのみであって、その知悉には困難性がつきまとうため、価値表現する諸商品側においてもその価値表現に困難がつきまとう。しかし、複数の貨幣商品の素材による価値表現においては、貨幣商品は多数の商品により価値量を受動的に図られるのみならず、貨幣商品間においても能動的に価値表現を行うため、貨幣商品の素材によって価値表現を行う諸商品にあってはその価値表現が容易になりうる側面が看取できる。そのため、価値形態論を、価値表現を軸に展開し、また価値尺度機能を価値表現の材料の提供と捉えた場合においては、価値尺度としての貨幣の素材に一意性が要請されるとは、一意的に考えられないのではないか。

第2に、筆者は価値尺度から流通手段へ購買の契機を移動させている (p.86, p.94)。また、価値尺度には形式的使用価値が含まれているが (p.82)、基本的には価値表現の材料の提供として価値尺度機能がおさえられているため、価値尺度論においては形式的使用価値が宙に浮く形となっているのではないか。これは筆者が、価値形態論を、価値表現を軸に展開し、交換を求める形態としてはほとんど顧みていないことに原因があると考えられる。これはまた、宇野価値尺度論の問題点を解決しようとして新たに抱え込んだ副作用であるとも考えられる。注(11)において、宇野価値尺度論が商品の命がけの飛躍をその機能のうち読み込んでいることを評価し、この視点を価値表現の取り違えによるイニシアティブの交替として捉えなおすと述べられているが、価値の表現と実現の区別に関してはどうか。価値尺度機能のうち諸商品に対する直接的交換可能性が留保されているとしても、それだけでは価値が実現されたとは言えず、価値が尺度されたとも言えないのではないか。やはり価値尺度機能としては購買の契機は必要ではないか。

また筆者は、流通手段論において非素材的な鋳貨論・価値章標への道を確保しようとしていると考えられるが、この非素材性を価値尺度としての貨幣に読み込むことができるならば、価値尺度を実在的・非素材的として捉えることが可能になり、筆者が宇野価値尺度論において危惧していた価値尺度の素材性という問題は担保できうる。よって、価値尺度としての貨幣における実在性・非素材性の成否は価値形態論のうちに求めなければならないであろう。くわえて、筆者は注(24)において、取り違えの入れ籠構造によって引き起こさ

れる「信頼の対象のずれ」から債務証券の信用貨幣化の問題も提起しているため、これについても価値形態論において考察する必要があると考えられる。

価値形態論を、交換を求める形態としてのみでなく、諸商品の価値表現としても展開した場合、前者では商品サイドから等価物の一つに絞り込む力が作用すると考えうるが、後者では、前述したように、一つに絞り込む力が働かない、あるいはその力が弱いと言えるのではないか。であるならば、例えば等価物が単一と考えた場合も、この単一の等価物は単一の素材性をもつ物品貨幣ではなく、複数の素材を合成したような商品あるいはその代理物などの信用貨幣としても考えることができる。そのような等価物による購買によって価値尺度がなされた場合にあっては、価値尺度としての貨幣は実在性としてありながらも、非素材性は確保されていると考えられる。